

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（学校事務職員の定数特集号） 2025年10月14日 NO.754

学校事務職員の定数を考える 1校に1名という配置が、様々な問題を生み出している

局間交流者や新規採用者の配置に対応できる、複数配置等の定数改善が必要です。学校に都費事務職員が1人しか配置されていないことが、様々な問題を引き起こしています。人事政策の見直しが必要です。特に、国の法律とおりの定数配置（標準定数法の要保護・準要保護加配、規模加配）に復元し、また共同実施を理由に削減した定数を復元することにより、都費事務職員2名校をつくり、知事部局等からの局間交流者や新規採用者の配置に対応するべきです。

学校事務職員にふさわしい人事政策の改善を求めます 東京都では3つの特徴が

東京都の学校事務職員制度の特徴は、3つあります。都庁職員との「人事給与制度の一本化」、知事部局等との活発な「人事交流」、「オール都庁」の3つです。他の道府県の学校事務職員と比較しても、都教委をはじめとする知事部局等職員と比較しても、学校で働き続けることは、課長代理の数が少ない等の低い労働条件の下にあることを意味しているように思われます。基本的に、1校1名で給与・旅費・福利厚生・財務・施設管理などの多様な事務処理をしている学校事務職員にとって、待遇改善が求められます。

東京都の学校事務職員制度には、紆余曲折がある 一貫性は求めないが説明を

東京都教育委員会の学校事務職員に関する人事政策には、紆余曲折があります。「新規採用者は、都立学校に配置し、経験を積んでから小中学校に異動させる」「新規採用者は小中学校に配置しない、知事部局等から再任用職員を配置する」「新規採用者の配置のために、『学校事務の共同実施』を行う」。また、「学校は不人気職場」だとして、知事部局等からの転入者が、なかなかいなくて困っているなどです。人事政策に一貫性は求めないが、変更がある場合は説明が必要だと考えます。人事異動や自己申告制度などについては、学校と都庁とでは組織形態が違います。小中学校の事務職員の場合は、都庁内のピラミット型の組織形態とは違い、1・2名で職務をこなしているため、必ずしも都庁内のやり方を適用することができないと考えています。

東京型の「学校事務の共同実施」の廃止を求めます 事務職員は学校にいた方がよい

東京都の「学校事務の共同実施」は、開始から10年以上が経過し、2区8市で実施されています。定数の削減と会計年度任用職員化が強行されています。東京都教育委員会は、当初「10年程度で全都に拡大、義務制の都費正規事務職員を削減する」と豪語しましたが、ここ6年間は新規導入地区がありません。「学校における働き方改革」のためには、

事務職員が学校にすることが必要です。学校で働く学校長や教職員、区市町村教育委員会も、共同実施を望んでいません。東京型の「学校事務の共同実施」は、学校現場から事務職員を引き離し、拠点校に事務職員を集め、事務を集中して処理し、正規事務職員定数の削減と連携校での会計年度任用職員化をねらうものです。

事務職員定数に関する質問と都教委の回答

東京都においては、学校事務職員の定数が、国基準より改悪されています。基本定数1名（共同実施校は除く）、補正定数（要準要補正、規模補正）は廃止というものです。基準の改悪によって、本来配置されるべき多くの事務職員が削減されていることとなります。全校複数化は無理としても、重点的に複数配置校をつくる必要があります。局間交流者や新規採用者の配置に対応できる、複数配置の定数改善が必要です。学校に都費事務職員が1人しか配置されていないことが、様々な問題を引き起こしています。

定数は、重要な労働条件の1つで、職員団体と話し合いが行われるべきものです。

質問1. 新規採用者や局間交流での転入者の配置に対応できるよう、正規の事務職員2名校を優先的につくっておく必要があると考えるが、どうか。また、区・市費の事務職員が配置されている学校に配置することなどが必要だと考えるが、どうか。

回答. 事務職員の定数は、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。職員の配置は、各校や職員本人の事情等を踏まえ、適材適所の観点で配置を行っています。

質問2. 事務職員定数は、国基準（さらに都基準）どおりに配置するべきで、補正定数基準（要保護・準要保護加配、規模加配）の改悪や共同実施の削減は、元に戻すべきと考えるが、どうか。

回答. 事務職員の定数は、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。職員の配置は、各校や職員本人の事情等を踏まえ、適材適所の観点で配置を行っています。

質問3. 学校に事務職員は、最低でも1校に1名（正規の都費事務職員）は必要だと考えるが、どうか。学校に事務職員を配置することが必要で、「学校事務の共同実施」のように会計年度任用職員では、十分な対応ができないと考えるが、どうか。

回答. 事務職員の定数は、国の標準法に基づく都の配置基準により適切に配置しています。共同実施の場合、共同事務室の常勤職員が東京都公立小中学校事務共同実施支援職員の支援を行うなど、十分な対応を行っています。

質問4. 年度途中の病気や退職、出産休暇や育児休暇、介護休暇などによる欠員が生じた場合は、すみやかに正規代替職員で補充することが必要だと考えるが、どうか。年度途中の欠員に対応できるよう、態勢を整える（例えば、特定の学校にプール要員を配置しておくとか）必要があると考えるが、どうか。

回答. 国の標準法に基づく都の配置基準により職員を適切に配置しており、欠員が生じた場合は、原則として臨時的任用職員や会計年度任用職員の配置等により対応しています。

質問5. 所管外のことも知れないが、区費学校事務職員や市町村費学校事務職員の配置を区市町村に働きかけることが必要だと考えるが、どうか。国からの地方交付税には、算定定数として市町村費負担事務職員が措置されているはずだが、実際に配置されているのは、会計年度任用職員などが多いようだ。

回答. 区市町村費学校事務職員の配置については、各区市町村の判断で適切に対応されるべきものと考えています。